**超小型モビリティ導入促進事業補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　一般財団法人淡路島くにうみ協会（以下「協会」という。）は、環境にやさしい電気自動車をＰＲし、より一層の電気自動車の普及を促進するため、道幅が狭隘な場所も快適に走行できる超小型モビリティ車両を、淡路島内において観光客等へ貸出しする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の電気自動車をいう。

（補助金の交付対象者、補助対象自動車の要件、補助対象経費、補助金の額等）

第３条　協会は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、超小型モビリティ貸出業務に要する経費を補助するものとし、補助金の交付対象者、補助対象自動車の要件、補助対象経費、補助金の額等については、別表１のとおりとする。

（補助事業の実施期間、実施箇所数、導入車両台数）

第４条　補助事業の実施期間、実施箇所数、導入台数については、別表２に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第１号)に別表３に定める書類を添えて、協会に対し、別途通知する期限までに提出するものとする。

（交付決定及び通知等）

第６条　協会は、補助金の交付申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助の適否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書(様式第２号)又は補助金不交付決定通知書(様式第３号)により通知するものとする。

２　協会は、補助金の交付決定をした場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、協会の承認を受けるべきこと。

二　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、協会の承認を受けるべきこと。

三　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに協会に報告してその指示を受けるべきこと。

３　協会は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

（状況報告）

第７条　補助事業者(前条第１項の規定による交付決定を受けた者をいう、以下同じ。)は、協会の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で協会に報告しなければならない。

（事業の変更の承認申請）

第８条　補助事業者は、第６条第２項の規定による協会が附した条件に基づき、補助事業の内容の変更について協会の承認を得ようとするときは、補助金内容変更承認申請書（様式第４号）を協会に提出しなければならない。

　　　ただし、補助対象経費のうち、事業区分相互間の３０％以内の変更で、かつ、補助金額に変更を生じないものについてはこの限りでない。

（事業の変更の承認及び通知等）

　第９条　協会は、前条の変更の申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請を承認するか否かを決定し、補助金内容変更承認通知書（様式第５号）により、補助事業者に通知するものとする。

２　協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

　第10条　補助事業者は、第６条第２項の規定による協会が附した条件に基づき、補助事業の中止又は廃止について協会の承認を得ようとするときは、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第６号）を協会に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認及び通知）

第11条　協会は、前条の中止又は廃止の申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請を承認するか否かを決定し、補助金中止（廃止）承認通知書(様式第７号)により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条　補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに補助金実績報告書(様式第８号)に別表４に定める書類を添えて協会に提出しなければならない。

２　前項の場合において、協会が別に補助金実績報告書の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。

（是正命令等）

　第13条　協会は、前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

２　前項の規定は、第７条の報告があった場合に準用する。

３　補助事業者は、第１項の措置が完了したときは、第12条の規定に従って改めて実績報告をしなければならない。

（補助金交付額の確定及び通知等）

第14条　協会は、補助金実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第９号）により補助事業者に通知するものとする。

２　協会は、確定した補助金の額が、交付決定額（第９条第１項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

　第15条　協会は、前条第１項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金交付請求書（様式第10号）により補助金を交付する。

（交付決定の取り消し）

第16条　協会は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）この要綱の規定に違反したとき。

（２）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（３）交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

（４）偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

２　協会は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

　第17条　協会は、前条第１項の取り消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から15日以内の期限を定めてその返還を命ずることができる。

２　協会は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することがある。

（財産処分の制限）

第18条　補助対象事業者は、取得財産を協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、事業完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

２　補助事業者は、前項に定める財産処分の制限期間内に補助事業により設置した財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第12号）を協会に提出しなければならない。

３　協会は、前項の財産処分申請があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請を承認するか否かを決定し、財産処分承認通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

４　協会は、第２項の申請を承認する場合において、交付した補助金のうち第１項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることとする。

（書類の整備等）

第19条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（取扱に関わる事項）

第20条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成２８年５月１９日から施行する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 |
| 交付対象者 | 次に掲げる要件をすべて満たす者であること  (１)淡路島内に事務所もしくは事業所を有する者  (２)旅館業法(昭和23年7月法律第138号)における旅館業を淡路島内で営む者のほか観光客等に対して超小型モビリティの貸出しができる施設を営む者など  (３)超小型モビリティ車両(２台)の駐車場所を、管理、運営している施設内に確保できること（淡路島内に限る）  (４)超小型モビリティを活用し、電気自動車普及促進のための取組みを行う者 |
| 補助対象自動車の要件 | 次に掲げる要件をすべて満たす車両であること  (１)国土交通省運輸局が定める道路運送車両の保安基準第５５条第１項の基準緩和認定制度の要件を満たす超小型モビリティ車両で、協会が指定するもの  (２)あわじ環境未来島構想啓発用のラッピングなどを車両に施行すること（啓発用ラッピングの仕様等は、別途協会が定める） |
| 補助対象経費 | 超小型モビリティの貸出業務に必要な経費  ・貸出車両のリース料金  ・車両の管理及び貸出しに係る業務委託費  ・啓発用ラッピング経費  ・充電設備工事費(200Ｖコンセントに限る)  ・自家用自動車有償貸渡許可申請に係る登録免許税  ・その他協会が必要と認める経費 |
| 補助金の額(上限額) | ・定額(予算の範囲内による) |
| その他 | ・自家用自動車有償貸渡許可申請をすること  ・利用者にアンケート調査を実施すること(アンケートの様式については別途協会が定める) | |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 |
| 事業実施期間 | 平成28年9月1日～11月30日（３ヵ月間） |
| 実施箇所 | １箇所 |
| 導入台数 | ２台 |
| その他 | 事業実施期間は、天候や利用状況などにより変更する場合がある |

別表３

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 |
| 補助金交付申請書  添付書類 | (１)事業実施に伴う同意書(別記)  (２)申請者に関する書類  　 申請者の営む主な事業及びその内容を記した書面（商業・法人登記簿謄本等）、定款など  (３)本事業実施に係る必要経費の見積書・明細書  (４)貸出車両駐車予定場所の写真  (５)充電設備工事に関する書類  　①見積書・明細書  　②設備予定場所見取図及び写真  (６)その他協会が必要と認める書類 |

別表４

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 |
| 補助金実績報告書添付書類 | (１)本事業実施に係る支払証拠書類(領収書など)  (２)貸出車両の写真(ナンバー、普及啓発ラッピングの写ったもの)  (３)利用者アンケート  (４)充電設備工事の完了を証する書類  　①設置場所、設置部分の写真  ②代金支払証拠書類(請求書、領収書等)  (５)その他協会が必要と認める書類 |